

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部
業務科長 九曜 吉輝

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：Aグループ 使用済車両売払い（別紙内訳書のとおり）
Bグループ 鉄屑売払い（別紙内訳書のとおり）
- (2) 規 格：別紙内訳書のとおり
- (3) 引取（引渡）場所：陸上自衛隊健軍駐屯地、陸上自衛隊高遊原分屯地
- (4) 引取（引渡）期限：代金納付の日から5日以内（令和5年8月31日までに搬出）
- (5) 代金納付期限：令和5年8月31日（木）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること、なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」の「C」等級以上の資格を有する者であること、及びAグループにおいては、自動車リサイクル法に基づく引取り業者であり、各都道府県等登録事業者であること。（全省庁の競争参加資格を有する登録業者は、資格審査結果通知書（写）を入札期日の前日17時00分迄に提出すること）
- (4) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に示す4つの業者資格（引取業、フロン類回収業、解体業及び破碎業）を有するもの又は引取業の資格を有し他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札前日までに下請負承認申請書及び下請業者が必要な資格を有することの証明を提出し、契約担当官等の承認を受けた業者に限定する。
- (5) 下請負者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。
- (6) 下請負承認申請書に下請負者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等は下請負承認申請の承認に当たって、下請負承認申請書に記載された下請負者に電話等により確認し、確認ができなかった場合は当該下請負を承認しない。下請負者に対する電話等による確認期間は、令和5年7月11日17時00分迄とする。
- (7) 大臣官房衛生監、防衛政策局長及び防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りではない。
- (10) 入札参加者心得及び契約条項を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨（当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。）を入札書に付記するものとする。尚、誓約に関しては入札書提出をもって誓約事項に誓約したものとみなす。

3 公告の掲示場所

西部方面隊ホームページ（<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>）
陸上自衛隊健軍駐屯地、北熊本駐屯地、自衛隊熊本病院

4 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊健軍駐屯地西部方面会計隊本部業務科契約班及び西部方面隊ホームページ

5 競争入札執行の日時場所

- (1) 入札場所：陸上自衛隊健軍駐屯地 会計隊会議室

(2) 日 時：令和5年7月12日(水) 11時00分

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし現場確認を希望する場合は、令和5年6月26日～令和5年7月11日の間（土・日・祝日を除く8時30分から17時00分）、希望日の2日前までに担当者（14項(2)に示す者）に連絡することとし、個別に対応する。

7 落札決定方法

- (1) 総額（消費税込み）が予定価格以上の最高価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 全ての入札が予定価格に達しない場合は、後日改めて入札を実施する。
- (3) 同価の入札の場合については、抽選により決定する。

8 入札方法

入札書の記載については、消費税を加算した金額を記載すること。

9 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除
ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

10 入札の無効

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額を訂正してある入札、及び入札書の記載事項及び押印が不明瞭なもの。
- (3) 入札参加資格者に関する条件に違反した入札

11 契約書等作成の要否

落札決定後、遅滞なく契約書を作成する。契約書には「売払い物品の解体に関する特約条項」を付するものとする。

12 損害賠償請求

車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。

13 その他

- (1) 郵便による入札とする。
- (2) 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と余白に記入すること。電信電話による入札は認めない。
- (3) 郵便による入札は、送信封筒に必ず「（入札日時及び入札件名）入札書在中」の記載をし、入札期日の前日17時00分迄に必着するよう郵送し送付後、業務科契約班まで電話連絡すること。なお、再度入札の時期は別示とします。
- (4) 開札後、落札者に連絡します。（当日中を基準とする）
- (5) 入札に関する委任を受けた者は、入札執行前に委任状を提出すること。
- (6) 当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。
- (7) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (8) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (9) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (10) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (11) 搬出の際、官側の支援は一切ないものとし、買受人の責任の下に作業を完了させること。

14 問い合わせ先

- (1) 入札に関する事項の問合わせ先

〒 8 6 2 - 0 9 0 1

熊本県熊本市東区東町 1 - 1 - 1

陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部 業務科 契約班 担当：児玉・渡辺

T E L 0 9 6 - 3 6 8 - 5 1 1 1 (内線 4 6 8 2)

F A X 0 9 6 - 3 6 8 - 3 5 7 9

- (2) 売払物品及び現場確認に関する事項

陸上自衛隊健軍駐屯地業務隊 補給科 補給班 担当：後藤

T E L 0 9 6 - 3 6 8 - 5 1 1 1 (内線 4 7 6 7)